

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度
: 小児形成外科分野指導医細則

平成 29 年 4 月 制定

第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、小児形成外科に関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により小児形成外科分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

第 2 章 特定分野指導医制度を運用する機関

第 3 条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第 4 条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 5 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間小児形成外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

第 4 章 特定分野指導医の認定

第 6 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第 7 条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年 1 回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第 8 条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第 9 条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特

定分野指導医認定証を交付する。

第 10 条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より 5 年とする。

第 5 章 特定分野指導医の更新

第 11 条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。

第 12 条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第 13 条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年 1 回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 14 条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第 6 章 特定分野指導医資格の喪失

第 15 条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第 16 条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第 17 条 特定分野指導医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば小児形成外科分野指導医として登録される。

- 1) 小児総合医療施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 小児総合医療施設に準ずると委員会で認めた施設の形成外科施設長
注) 小児総合医療施設に準ずる施設とは原則として以下の条件をすべて満たすこと
 - ・年間小児形成手術症例数50例以上(全身麻酔に限る)
 - ・NICUまたは小児患者の入室可能なICUのあること
 - ・小児科の常勤医がいること
- 4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 6) 医育機関の形成外科施設長
- 7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

第20条 この暫定措置は平成29年(2017年)4月13日より開始し、平成30年3月31日で終了する。

第8章 細則の変更手続

第21条(改廃) この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この細則は、平成29年(2017年)4月13日より施行する。